

筆の靈

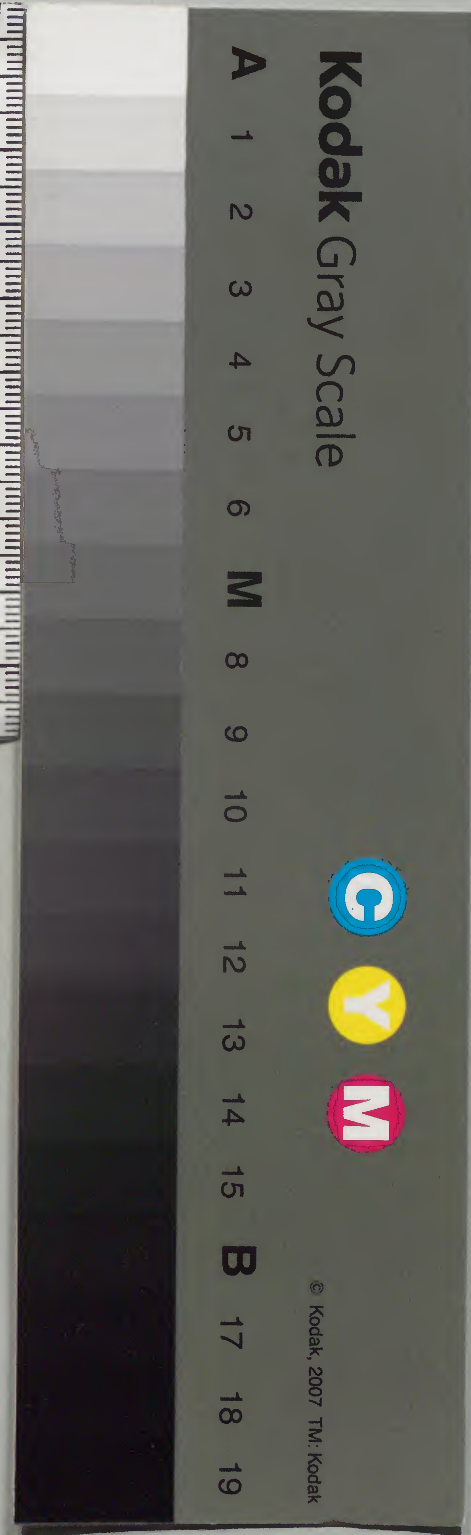
十

和書門			
三	一〇	八	一
二	四	一	一
冊	架	函	號類

庫文閣内	
三	和
一〇	書
八	
一	
冊	號類

81

内閣文庫	
番號	和 31081
冊數	11 (10)
函號	212 124



18
18



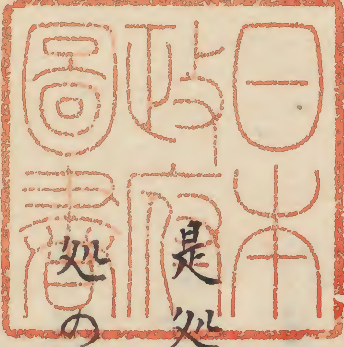
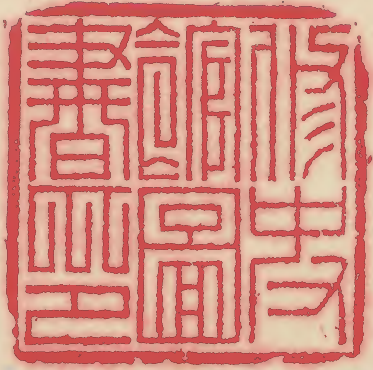
Vertical text on the left page, possibly bleed-through from the reverse side.

Main body of vertical text on the left page, appearing as bleed-through from the reverse side.



筆のうごま前篇卷之

田沼善一輯



① 辛かーこき御様青色の事象眼の事御くけ緒の
事ともつけたる状的の状

是処よ引出る画て年中行事の中鞆つけて弓いゝ
処の状かり賭射の状かるへー源氏物語河海抄よ

賭射清和天皇の貞観二年正月十八日始之賭射を
天子弓場殿よ幸ふて弓を御覧はるかりと云りた

近衛右近衛左兵衛右兵衛の四府舎人そと射るか
りとあり江家次第賭射の條より射礼後朝被行と
いひ正月十八日と注し十七日射礼よてのり申と
と射遣とて十八日よある事不里されとよし有れ
ハ日とのハさる事也中右記寛治二年正月十八
日賭射依明日行幸延引るといひ廿九日賭射
矢奏於中板敷覽撰政殿地下兵衛佐付藏人奏之西
刻御出曉更事了右勝云々五とあり主上青色御出御
於晝御座といひ四府將佐候大奏とありまこと近衛
帯劔挿箭兵衛不帯劔挿箭といふ事もありまこと主

上渡御於射場殿奉御柳鞋如常上臈職事奏之と見
えうけろふ日記又三月十日の程よりありの
のことありていこくいとふむりき々りつ記
ハ右兵衛中將ふんあるおほかく射ふせらむぬと
そ聞と其ころようきうかかき事ものよ似
れ負ののと定めしこの二のや鞠よりしてか
んぢよかりぬる俊頼朝臣の散木集よ有る哥を夫
木抄よと兼久四年百首賭弓と云て引ふりて手
束の弓の矢とはやくとねよ的の鳴ふてはあり
と見え又散木集の連歌よ堀河院御時ゆび殿よて

あをばせ給しよ。春さるるゆらばどのよてまこと
いせりとあり射と因坐と云うけたる假字の違
るも云よ及むばそれよ付けたる末の方え。番よ
あううてまわる人くとも見え又兼久四年百首の
仲賢朝臣の賭弓の歌よハ。春さるれハ。矢をこ
さくともぬらら我うららの教そうさかるとも有
り其百首をいとゆる堀川次郎百首といふ者あり
後よ出ひ方の射遺の状と覚えたりそと射礼めと
きよ射遺したるを射るかとも江家次第射礼の
条よ若有射遺更不經奏聞依省勘録人数中否進藏

人所也と見え又射遺事といふ条よ正月十八日と
注して外記著藏人所令奏有射遺由といひ藏人仰
云遺建礼門令射昨日射遺あり助無智秘抄よも
射礼日十七建礼門前ニテオコナフ。○上卿参議装束
ツ子ノゴトシ六府ノ将佐サウゾク常ノコトシユ
ミヤトモ相グスベシトいひ賭弓本朝イノコシラ
行フ。○公卿蔭繪無文ノオビ弓矢鞆ヲアヒグスベ
シユミヤハ座ニツクトキモチヤウアルベシ近衛
司モトホシニマキユノ太カマロドモノオビ弓矢
アヒグスベシ弓ニトモヲツクルヤウアルベシと

いへり江家次第の古写本なる射場始の条の頭書
よ公卿取弓矢緒付鞆於ら柄下方取加弓矢夾右照
羽方在上かともいへり又其つぎの頭書は能射人
多三人也公卿二人侍臣一人但五位四人又其例多
装束解袖縫目張弓進弓場射也とあり此引出たる
画は袖の縫目をとる折の様と見ゆ前よ出は方
の画は抄写の本と見ていまも全本を見以後小出
は方え全く画るを見たり射手二人よて的も二ッあ
り今其一と出せり造花の如き物を付て柄とら
けたりとあむづらと同一意の物なり和名抄よ本

朝式云山形和名夜加太候後四許丈張絹布樂美者也と
ある是か且四許丈を四許尺の誤よや四丈よてこ
餘里小遠し的と山形との間元本も此画ふる弓杖
よて二杖をうり去りたりよてあむづらと今あづ
ちと去物よて和名抄よ楊氏漢語抄を引て射塚以
久波止右路世間云阿無豆知今按又用堀字と有里
太平記よ草鹿ノアツテ長ニ成ケル時云云と云
へる同言をまじ草鹿ノ的アツテ山許ニ成ニケルとも書
る山の状よて的射る矢とふせく山かれ然書く
事とされるるべし度訓往來も通望懸馬場令

射皮の義は可考

結埒同可築的山といへり埒の上より覆ひの屋を立
たるもありて其とい棚やと云へり江家以第新嘗
會装束の条より後射場殿西南角柱東行云云後棚屋
東北角南折云云とありいくハエ的の事よていく
ハ所とい的所と云ふ事あり仁徳天皇紀十二年の
ところよ的の臣祖角人宿祢射鐵的而通焉ともあり
猶いくその事古事記傳よらはしく説きあるを
見るへ一的又延喜木工寮式よ騎射的徑一尺步射
的徑二尺とあり中右記寛治六年十二月十六日
弓場始也去十月延引及今日也御裝束儀存先規歟

秉燭之後御出頭中將宗通朝臣候御劔丸中將國信
朝臣在出居座称警蹕依御氣色召公卿云々着座
次能射 右宰相中將経實 右兵衛督雅俊 左中
將國信朝臣一度射

前 右宰相中將経實 右兵衛督雅俊 の 一 國信朝臣 の 一

後 左宰相中將保實 の 一 新宰相中將仲實 顯雅朝臣

念人 内大臣 右大将 左大将 季仲朝臣 此外殿上四位五

位六位合十人許也所掌的付座了後懸物射分錢等
持参下畧忠見集より三月さくら木のみとよのり弓

いる心もいり日のら山ならぬ花のあり

小おとを答ると云歌ありても画よ合せ見るべし
山ありぬ花のありよおとを答るといふ花は此
画もこの内造花を指して云ふなり花は山は咲く常
の事かゝるを是と造花よて花の有はまじり所は在
るかれは殊よ山ならぬと断るはめて歌の意も安
く聞ゆふらぬおとを答はるといふ的まじりと云者
ありて其おと聲を揚て答はると中まは音とを撰
て云はかり的まじりの事は次よ云べしさて弓射
るよは矢禦の山を造り置とをあむつらと云か
るよ的と置て射るる常の事なは是は花付たふ

幕のれは山ならぬと云る意も有まじ此幕の如き
物の名を山形と云り常より射るよは矢不せぎ
の山あるを是は其場さる物を造り置りけは是は
其山の代り設るよなりて山形と云ふは壁の代り
張る幕の如き物を壁代といふがごとく意近なり江
家次第射礼の條よ木工懸的々二尺五寸有三規的
以板編之帷南少東去設射席_牛之_皮席西行四十六步
張第一候以鹿皮為之候後四詩丈張山形_用律布_之候
邊設之_以板為之_的所懸於候也第一候左右近衛左
兵衛所射其南張第二候右兵衛左右衛門所射也兵

部丞二人唱名行幸時、王御以下射之兵部卿代召親
王、大輔代召公卿、少輔代召五位、丞代召諸衛射之云
云、無行幸時、六府舍人共射之丞三人各唱、尤近右兵
衛、射手也、召唱射手、姓名也、とあり、さて忠見の歌の
おとを答るといへる、的まゝと云者ありて、其
りおと聲を揚て答ると當まゝ音とを掛て云る、
りのまゝの名、和名抄よ司旂、未止万と見え、て
西宮記御射事の條も有、射手、中者、同稱唯と見え、
中右記元永二年三月廿五日の條も今夜射礼也云
云、臨夜陰間不愜、見的申之、声遙聞ともあり、猶棚の

事ハ江家次第十月射場始の条より場東砌門逼土
居敷所司、田座一枚、為的付、座中雨砌、棚屋張餅、布上之、
八字、件、棚去射場廿七、丈五尺、安福殿南一間敷折薦、
帖為射手、座、棚西、立的申、床子、ふとも見えたり、右の
内、雨砌中、雨儀云々と注る事、所々よあれ、雨の
下、儀字脱し、るべ、的の事、延喜内匠察式よ
凡木工、祭造、大射、賭射、騎射等、的皆、差向、畫師、使、塗、畫
此、弓、ハ、勿、記、の、弓、かり、賭射、大射、など、よ、ハ、ま、記
を、用、る、事、かり、次、將、裝束、抄射、礼、賭射、弓、場、始、の、条、よ
例、東、帶、後、腕、九、鞆、不、特、相、具、弓、矢、真、卷、弓、矢、也、件、臨、刻、
坊、所、繪、細、鈕、

限拵^矢腰取^弓右付鞠り懸持之弓場始射午之時出居舞之装也於射礼賭射者隨身紅梅袴若三日被行時非此限用例袴也さて此ら^具以^付矢^角又^木又^錫あて^鏃を^作る^是を^まき^矢と^云木^ま角
の事、延喜兵庫寮式より錫の夏、堀河院次郎
百首の歌もあり古代継木^軍を用ひ^以^露濕氣
よ逢て^もか^り、故也丸木^弓の^軍用^ふ底^強くて
堅き物^を貫^くよ宜^く又^雨露^よ逢^へば^木固^ひて^折
ま^きと^伊勢^主と^云ま^きたり^又伴^翁の^説よ^式の^ま
ま^きの^事あ^る文^を考^て其^名鏃^{より}始^まる^よて^矢
尻^の所^を金^とて^卷包^める^よと^云ね^る稱^よと^木竹^合

せ^らる^弓の^名よ^りと^云れ^た是^名の^をし^其
考^當り^{たる}が^如し^まき^の弓^矢と^云物^ハ伊^勢主
の^云れ^{たる}所^違は^ば其^まき^の弓^{の中}よ^も大^小も
有^して^此画^面亦^如き^を戦^に用^るら^と同^ド大^さ
か^るか^り丈^短き^が如^くな^れど^も古^ハ小^き方^なは^は
の^常な^れに^あり^然る^よ申^治拾^遺よ^まき^の弓^小
て^賊の^目を^射る^事あ^はえ^いと^く小^き物^よて^其
文^よの^どべ^の府^生と^云舎^人あ^りら^り申^署ま^きに
を^好て^射ら^り申^署こ^の府^生さ^まが^はり^て引^う
め^てと^ろく^とも^かう^て申^署矢^をぬ^きて^みる^にう

るはしく戦ふとほる時のやうもあはれちりば
うりの物かことありあて其尋常なるよそあて
殊よちいさ記を又甚く小記方よそあせり
此上の方よ換し出奉るはかけまくもうこき
天皇の御像あり惣て古き尊記を尊ひまうは本
よ更甚くありこと尊ひまうせとも又はぶうはま
し記事ハ思の外よはるあるまし記事ハ思の外よ
はくうで有しかり後世の画よ天皇の御上か
どをばいとよしく思奉て御簾の下よ御膝のあ
たり見あるほどのこはけうくも得るき奉

らぬを昔ハ憚らざりしかりさて御装束の事ハ装
束無名抄唯心院装束抄とも外題せり禁裏御束帯として四方
拜節會行幸内侍所御神樂是等出御之時着御也と
注し一御冠岳纒紙捻ノ御懸緒とせり此御懸
緒を用させ給ふ事ハ建久の比帝の御好り也と始
まるよて人皆鞠々る時あて用ひさる事あり
しを後よと常よ用ふる事小なりしと云う古の冠
ハ實にうふりたるおれをあくハぬけ落さうしと
強装束と云もの始りてよく頭よはまうさる事と
ふりていた、元取の所よて止るのようて固から

ねいけ緒の出束たるふり故ふりそめ小紙捻
を付たるふれとも境の理りて云々強装束よか
りて万古よたふ上はけ緒をも組紐かどをう
るはしく付へき理と思もる天皇の御衣の飾抄の
巻首よ一袍鞠塵天子常着御称黄櫨漆文竹桐鳳凰
天養二年十一月朔旦旬主上黄櫨漆御袍躑躅御下
襲黒御半臂縮緑綾表御袴とあり是も鞠塵を又黄
櫨漆と称ふよけり然るに桃花葉葉に黄櫨漆
として分注よ北山云朔日受朝徳政受蕃客役衆並
帯反大小會黄櫨漆衣といひ又別よ鞠塵袍と志て

号青色賄弓臨時祭度坐五月競馬等用之といひ鞠
塵と黄櫨漆とハ別条よして同物とせし又衣色事
と云条よ青色として分注よカリヤスト紫トアリ
ヲリス又号鞠塵とあり又飾抄右よ引たる次の条
よ青色天皇着御文同黄櫨漆臨時祭次度出御着御
青色櫻御下重也蔵人着之所雜色御袂前駈着之様
領之由欽蔵人被聴禁色之時見無字脱欽着御衣等其意
也仍件色相傳古物ト云とあり是ハ青色を文の
黄櫨漆と同一き物と一惣てハ別よしたるふり桃
花葉葉よ鞠塵と青色を同物としたり昔ハ合ハ

小右記嘉保元年三月廿八日の条に又將監乙
官人於南庭哥舞
求子とある方注に歌
人將監高階仲乘在此
中着麴塵袍櫻芳緒
線綾袴といふ南庭と
いふ傍書よ不賜和琴
是依先例とあり

に思は是ハ其作者土御門大納言の誤給へるる
べし桃花葉葉希代の学者といわれし一條兼良公
の記されたる所よして誤あるべし殊に小右
記寛治二年正月十八日睹弓の条よ彼是卿相云今
日主上着御麴塵御袍云云頭中将實成云可着御位
御衣欣將可着御麴塵欣案内如何者余答云慥不覺
爰也也有着麴塵之此間不分明見在內藏寮御式欣今日
着御麴塵間藤大納言答云初着御位御衣今改着御
青色御衣者とあり是位御衣と云物黄櫨深よして
青色ハ即麴塵ふり桃花葉葉の説と合へりまゝ装

東無名抄よて御袍として黄櫨深色海松茶ノハダ
タルヤウナリ御紋桐竹鳳凰麒麟等也冬裏平緋花
田深夏薄物裏注九ノナキラ云ことあり其深草の様を
思ふよ黄櫨深の設よ綾一疋よ櫨十四斤蕪芳十
一斤酢二升灰三石といへり下よ云麴塵の設と異
かり其文近き世の装束の書よ見えたるを今ら
よ出以 文麴塵ハ 画黄櫨深ハ 画くくの如くかり麴
塵え上重も着御と給ふ事よて臣下も其を緒たり
て服たる事よて其事古き物詔書よも見えたり其
ハ天皇の藝の御袍ふれりかり助無智秘抄よ青色

ヲキル事と云條よ主上令着御一日ハ業内ヲシラス
着ハヌキカフヘシ云云凡藏人青色ヲキルコ、口
御衣ヲタマハル心也麴塵ハ大臣以下非藏人藏人
所雜色非雜色通用ナリ但非藏人ハ無文ヲ用ヘシ
オホヨソ藏人シカルベキコトニヨリテ敕使ニテ
城外スルトキ御直衣ヲオロシテキルナリ但文官
ノ藏人ノ事也と見えたる扶桑略記康 三年十月
殿上舞樂の事よ御記の文と引て濟時為光着麴塵缺
腋袍帶^レ釵朱紫交舞といへる事もありさて藏人の
青色を着る時の事を助無智秘抄よ云ひて凡藏人

青色ヲ着スル時カナラスウキモンノ袴ヲキルベ
シカウアヤノ袴キルトキカナラズ象眼ノ下重キ
ルトイヘリタ、シ冬ハカナラスカウアヤノハカ
マヲ用下重羊臂ニオキテハナホ象眼ヲ用フベシ
白キアコメヲキルベカラズ宿衣ニアヲキイロヲ
用フルコト必オリモノ唐アヤノサシヌキヲ着ル
ヘシ但固織物ハ上古キスシカルヲ近代出来タル
モノ也猶アヲイロヲ着シ日ハ用フベカラズ尋ベ
シ云々とあり麴塵の染法ハ綾一足よ刈安大九十
六斤紫草六斤灰三石を用ふと云へり是を又申る

し色山鳩色ふとも云へり其称、哥よもよと書よ
も見えたる変少う、びさつ、の糸よ引ける文よ
もあり合せ見よ物語書よあを色と云へるも同ト
くて右よ引ける桃華葉葉も号青色とあるら如
し其中申る、色と云え其の、ふお起りて云よを
河、以麴鹿と云よ、は麴の花と云物の色よ似た
るよ、かり江家次第石清水臨時祭の糸よ主上出
御青色不改藏人頭應召参
入褰御簾乍着御并鞋出給とある青色も麴塵か
り此画ふる、やぶて其麴塵の御袍ふり予、見、
本よ御像の傍よ山鳩色文全ク、ルと書入たり文

と菊桐と見えたり麴塵の御袍の文を桐竹鳳凰麒
麟唐草よ鳥等のち、注へる書もあれど然の、よ
ふ、死まると、河、びさつ、此麴塵の御袍を臣下カミの
給、与て着る事、古き假字書よも見え海人藻芥よ
と麴塵袍帝王御衣也但殿上六位申一職ヲ称極藤
人着之自帝王申下之給儀ト云云親王同被用申給、
義也とあり上よ引たる蔵人の青色着ると是なり
さて上よ引ける中象眼の下重といへる物の、絹の
紋様よ云へる名よて紋のへりを色糸よても余泥
よてもほそくまとい取りて其紋様の限をあさや

のよ見ゆる為方ありて其をよの云へりらん金具^{モリ}
よ象眼とて金銀を細く入るも本の物のくちろ
を今カゴシと云物の如くよ二重よとりて物した
るをいづるがねれそのら唐草かどを一筋よ付る
をも象眼と称ふ事よかれまゝかゝるべし象の字ハ
物の形を云へるよて明かり眼ハ限の字あるをい
はの眼と書く事よかきるあらん然ちる音を借た
るゆり義ハ限字と見るべし限字下簡切音用とあ
れらんと唱べし伊勢玉の説よちき掛繪の袿^{ハカマ}
の縞のほりけて何色とも見らぬともそれよ細

く黒く小葵と云文のごとくあるありて其へりを
金泥よて細く色とりたるを見し事あり今日かれ
ぬ物かど是や象眼あらんあし象ハ形甚大よして
眼て細きゆゑ細き文を象眼と云かるべし今世登
又鐔かどよ象眼とて金銀よて細く文を入たるも
同事あるべしと云へり其象の目の事と見たるよ
しハ字よかづらなるよて思へる物遠き称やあ
らん其名ハ枕草子御経の事よあはれようらせおハ
しまさんと云條地ほりのうらのうらものよざら
らんかきねたる御もかどたてまほりたうと云ひ

世継物語哥合の巻に藏人俊経ふゝあゐのうつゝ
―に取て廣き―を見まゝ紫のふせんまうよ青
にさゝぐんをつけしていせの海とみふさいごゝを
りしてよぬひたうと云い又開巻よほり物の骨よ
さうぶんの紙をいりて顯の心をさあぐまうきた
る扇を一つとりて雲州消息よ進上象眼嶋黄右
依一日之巖命標求籠子底取進上也象眼送最松其
色想黒云云とあり桃華葉葉よ象眼事唐の絹と注
名あり
―枕草子春曙抄よも然いへるハ皆誤かり異国よ
り来―緋よ紋様の象らんよ付るるのありて其と

たゝに象眼といへる事ハ有らんかれども唐ノ緋
の名とほへきよあゝ何れも何れ象眼よ―たる
を然云へるかり助無智秘抄大井鷹狩行幸事の條
よ藏人頭雅實が白結物狩袴象眼冠きたる事あり
其も然結物がどつけたる常からぬ装ふれむさる
冠も着たるかりさして装束無名抄よ一御下襲冬白
綾御紋小葵裏遠菱黒板引夏御紋遠菱薄織物色蕪
芳深ナリとあり一本よハ遠菱を遠菱と書れと寫
―誤めかりまゝ黑板引と云るハ實ハ濃き色を堂
したるを畧コトハチて然ハほるかりまゝ一御袍冬紅御紋

弓削も丸木弓の方より云出たる名なり是ハ筆の
序ふれむ云ふりさて其鞆張るよは毛の生たるま
まの皮を毛の方を裏よして造るかりむねと熊の
皮を用ひしかり袋よして底のふくらめるが如く
し緒を設てつけたるかり今古昔画古書よよりて熟
く考て其を造るを見たりまこと古物と傳え
ざるも有りとも聞きともいと少かり此物の事ハ古
事記よ亦所取佩伊都之竹鞆而弓腹振立而云々と
見え大神宮儀式帳よ五十鈴宮地のこととを弓矢鞆
音不聞国といひ又黒作大刀三柄弓三張胡録三具

各矢箭鞆一口かともいへり江家次第賭射の条よハ
若弦断者垂袖就地取断弦挿懐中以替弦掛之當弓
場柱張之先弦引次當裕而三度鳴之後飲腹更立と
も云ひ射場始の條よも懸たる弦を鞆よて試る事
を云ひ本朝世記久安三年十月廿九日よハ今日有
射場始事云々南立御弓箭壺とて分注よ弓臺置御
弓矢臺立御矢有御鞆御弓掛御机以下所雜色等役
之由猶谷川氏の日本紀通證鈴の屋翁の古事記傳
七卷等よくはしく見ゆ予ハ此書の卷頭よ引る有
国形如画鞆哉といふ語を思ふよ鞆を彩りて美麗く

はる事の上代よりありしかるべく其美麗記を國の
内は山海草木よかざらば見ゆるるざりの色まど
はりてめてたけかると合せ思てたと一日つるよ
て其はべての形のよお鞠の形よ似たりと云に
ありざるべく思ゆる是も推て考たるのよかれど
鞠の状サ必黒くぬけるのよは極らしと思へは云
かり此物を舍人等も腰よさけたるかり神樂歌よ
古乃佐々波伊津古乃佐々曾止称利良加古之仁丸
加礼苗止毛乎加乃佐々とありともといとんつ
きよ腰よさけつると云へるがれど其よて腰よさ

けし事詳かりさて此物の用も弓弦の觸て鳴る音
を高うと志ぶる為よて音を以て威オホし又此物よ弦
ふるもみちりて矢の飛様勢カつ記てよけしと云
そは伴信友翁の物よとらまたる所よて猶其翁の
くいしき説カガハもあり是を音の為とのよせんを猶心
ゆぬを矢行カヒのなき為の物と志りて思へむん々
ことさうよ作てて必是を用ふる事よありらんも
疑いしき所かく心得らるるかり此物のけま
るを何の故ぞと思ふよ用ぬもの益ヨクしぬ物
かるよ因てけなれたるよあはれ義よ此鞠を

つけても万またより悪きよなりて此物を用ひざ
りしより戦の時の為よ鞆をつけばしてよく射る
事を心よおけて為しつゝよおのづから止しおけ
べしされい戦の盛かりし源と平との乱の比など
よりいとほらよほらよほらよほらよほらよほら
いぬ世とかりてい只弓の強さをりて矢を飛石を
主意といはるるかるべしよさるふよりて弓の製さ
まも昔にいはる事多くいかりるなり今の世の如
く鎧きびて弓いりよい的よもいれ獸狩よもあは
必益き器なりと覚ち古代よ久しく行きたるよて

思へる益ヨロシうゝぬよをて用ひざるよはあくは時
の勢よなりて瘡よ一物か足たて後の世の人の方
をそしる常の詞よ悪かれむこそ其事ハ瘡よたれ
とくいかどうは絶んその悪くて瘡よたる事を今
尋るは古よ溺きたる心の迷かりと云りその言理
あるおこと一然きともなりつゝば其を瘡よ事よ
あまこの品あり悪くて瘡よごあり善けれども
さはりありて瘡よ、あり又時よとりて障よある
其一條よなりて惣て瘡よありさるもるく実
えなき事の其時の人情よ合はる瘡よあり又ふと

起さる事よらして何の故もかく其方ようつり行
て今までの風の瘡るあり花美の方よ移りて有未
し事の伝たるあり鞠をどの如きい時よ取て障
る一條よとりて瘡れたるものかり悪くて瘡をた
るよあゝば猶磨ていゝを慰らき人のねたまれて
用られぬもあり又事かく用ふべき人の手の弓の
き等の術をぬかどの事まゝい親の所行無状記
又其筋の人先例いませと云事よとりて其職よ
入る事を得ざるもあるを彼い云云の時用らまざ
り志んをれを取よ足らんと一口よ云おとさんい

如くよく考尋まばその捨られたる中小いとく免
でたぐよらしきおありもんふり是の萬一廣くま
たる事かれむ心よめてよく思たどりて誤るま
ど此事よと遠のぬ世の渡邊をよぶとい
へる人の語る事と記せる書よ戦の物の具よこ
めは身軽なるの善々れども法令ありて然もか
難きい為ん方ふいと云る事あり其は軍のゆで立
餘よ手重くかりて及里てはこらま成がこき故よ
云るふり戦の事かどい世の風う流りても人々必
害あるまでい為まよき事よと思はるゝみ猶ひが

ことも交りたりしかりされど古きと取て益き事
も少くすし知るべし

①朝覲行幸の御体御劔もてる様

年中行事の画は朝覲行幸とてある画を、
且天皇殿申より出させ給ひ御輿より入りせ給はん
とせさせ給ふ所なり御左右なるは女官にて左に
るる持るは御劔なり玉露叢は近き世の御即位記
を引て書る文は御前ノ命婦左右ニ相並テ進ミ行
ク空劔ハ左也勾當ノ内侍是ヲ捧ク長橋ト号ス神

璽ハ右也藤ノ内侍是ヲ捧ク水無瀬女ナリ職夏夕
スケラエクかとも見ゆ中右記寛治六年十月八日
の条よ今日有伊勢奉幣是去九月十一日延引之幣
也としてのちよ宸儀出御南殿巽角間有御拜左中将
國信朝臣取御劔前行行事右中弁師頼朝臣

②やりの舟はすしす

梅津又年中

是ハ梅津長者の画卷よ出たる美麗く造りたるや
りの舟のさまかり推古天皇紀十六年の条よ六月
壬寅朔丙辰唐客等泊于難波津是日以鰭船三十艘

えたり々々、船屋形、其状の低きより云ふなりこ
こむといひくゞまると云ふどよ同じ意なり万葉
集五卷の歌よ、布勢伊保能麻宜伊保乃内尔といへ
る事もあり其ふせ菴かともくゞまりてたけ低き
を云へるまで名の様似たりさて其屋形つくりの
けたる舟よ、以とめてたきもありて其を此画かど
の如くかゝるなり枕草子舟の路と云条よやうごと
いふ物よ、そおはは云云我々のりたる、清けよも
あゝの低き影妻戸格子あけかどしてされどしど
しうおもきよかともあゝぬ、また家のちひさき

よてあり云云といひ空穂物語菊宴よ大将殿よハ
上の後よ難波へ、くゞをとこ君たちのこり、
くかくおはしまは百五十所、たりの舟六檣ハと
ふきの舟くしてこんくる、まよるゞぞうれ大きか
るあゝちいを打つけ帆よあげて白き糸とふとき
縄よかひ大いなるハくゑよて舟のてうとよつか
ひすゑをみはかともぬるものかどして舟六よ舟
子廿人、ぱり梶取四人さうぞく撰び、うらをと
とのへて園の受領とも一つ、御舟のさうぞく
どもして奉りたるよ云云と見え世継物語殿上花

見の巻は賀茂河ふりといふ所よて御舟よたてま
つる船は丹波守章任がつかふまつらせたりける
唐やうの舟よこまうをたて、鏡ぢんあかん
かどをさあくをししにさまよつとしたり船は
人八人ろくさくのかりきぬは、あまのねして繪
をうきたるよ蕪苔のあこめをきたりといひ歌合
の巻よさるの時りうりよたのうのん々色々の
うはものを屋しよいりてかねのところづの花
をしたる船二よのりて笛きしにぱり吹はさし
ていせの海歌ひて池の心よまゝせてさをさして

巻といひ中右記寛治六年十二月十五日よ先御
船之上儲屋形藏人小棹華船長門本平家物語三よ
成親卿の事を記して熊野天王寺まゝてあどよハ
二瓦三棟よつくりたる船よて次のふね二三十艘
こきつづけて有しよ是ハりりかきよ忘やの
たの船よ大幕引まゝして又ハ大船一艘云々やあ
たよハまんの幕といきたりといひ杖桑畧記寛治
二年の事を記す中小當國司藤原朝臣仲實儲御船
編船二艘其上立一回横屋形上張唐錦三面曳同班
幔其中敷經細端置二枚供茵為御座船方立三間長

屋形、張、纈、纈、其中、敷、高、兼、端、疊、公、卿、等、候、之、有、板、屋、形、
船、殿、上、人、采、之、云、云、とあり、志、子、様、之、ハ、一、色、
大方、其、様、思、や、ら、る、散、木、集、中、は、鏡、を、船、の、み、に、よ、
けて、人、の、居、お、り、り、る、よ、自、り、け、う、け、り、たり、り、る、を、
見、て、と、い、ふ、詞、書、あ、り、屋、形、の、事、ハ、云、ね、ど、も、簾、あ、れ、
む、屋、形、あ、り、ん、と、思、や、ら、る、其、簾、ハ、掛、た、る、を、
よ、云、る、紐、鏡、か、り、み、に、今、の、船、よ、り、る、に、お、れ、と、
同、く、意、よ、て、其、を、美、き、方、ハ、為、た、る、か、り、い、と、後、の、世、
よ、た、太、く、あ、ら、る、の、よ、り、た、る、を、に、を、に、と、云、ひ、細、よ、
美、く、し、た、る、を、み、ほ、と、い、へ、ど、古、く、其、を、に、を、も、猶、

に、た、れ、と、云、り、義、同、ト、ク、も、バ、也、大、和、物、語、す、が、れ、も、
へ、り、の、ま、ほ、り、よ、く、ハ、ま、て、所、か、り、云、々、枕、草、子、
よ、つ、ね、ね、の、に、た、れ、打、つ、つ、記、か、ど、云、結、ふ、り、と、云、
る、も、縁、か、と、付、た、る、さ、の、の、事、か、り、猶、聞、え、た、る、事、多、
し、又、は、と、の、と、云、も、常、の、事、か、り、同、書、よ、す、の、中、よ、て、
阿、多、の、人、々、を、て、物、か、と、云、ふ、よ、云、云、と、あ、る、類、か、り、
猶、に、を、れ、の、類、よ、は、芦、に、た、れ、薦、に、を、れ、か、ど、あ、り、芦、
す、あ、れ、今、も、有、る、物、よ、し、て、云、し、を、編、た、る、す、だ、れ、
か、り、こ、も、す、た、れ、を、真、菰、草、を、細、よ、並、へ、て、簀、よ、あ、め、
る、か、り、其、製、は、様、々、知、ら、ざ、れ、ど、折、や、に、つ、る、べ、き、れ、

長門本平家物語玉
出とのせたる舟の
事を云ひて舟の穂
をよすべしと
云ひて其中に能登守
教授云々

バ所々よ竹かともも交へらんと思はる又枕草
子五月の御さうりのほご、云條よ何ぞろ屏風み
くりのにだれと云事もあり其ハ三稜草の長くの
いたるを簾よ編たるかりさて其好き簾の中よて
も伊豫より作り出はくいと好くりてををい
すはと云へる事書共よ多く聞えたり新猿樂記よ
伊豫手箱又砥又鯛又簾といへり是等ハはむれ
の事云かる筆の序よしるはのこかりて長秋記永
久元年四月の事の中よ盗取河伽呂八十前並銀觀
音像御帳帳鏡等と云ふ事あり帳鏡ハ簾よあくる

鏡と其状大方同一あるへしをも紐鏡かり神楽の
画の外よ垂たる絹よ鏡うけたるかると同一体か
るへき事思知るべしさて保元物語よ新院御ふね
よめされたる内裏の御つりし御舟のやうに
おしこめ奉り四方をうら外より錚をそこり
ともあり宇治拾遺十の巻海賊發心出家の事と云
段よ此舟よ皆のる云々屋形の上よ廿計よてい
つかる僧の云々十五卷門部府生海賊射返はとい
ふ段よ御覽候へあの舟共ハ海賊の舟ともよこそ
候ふめま云々装束とりいてくはく云や

そきて冠光懸ふとあるべき定よ一云云屋形のう
へよ立て云々といひ長門本平家物語十八よ越中
次郎兵衛盛次ハ舟の屋この上よのほりて申々
るハ云云ともあり上よ乗らる如く造るも有
しかり東鏡建長八年八月廿三日よ渡御泉屋以金
銀以下作屋形船被置此所とあるハ此画なる舟を
と同一物よてよく合ふべきとちせらる泉と
ハ今泉水といふ物よ同一くて其辺よ亭を造りた
るを泉屋と云るかり又太平記よ屋形船ヲ始メ士
卒ノ小船ニ至ルマテ云々とあるはよき舟なるよ

鏡と其状大方同トあるべトそも紐鏡かり神輿の
画の外よ出たる絹よ鏡けたるかどと同ト体ふ
るべき事思知るべトさて保元物語よ新院御ふね
よめされたる内裏の御つらひ御舟のやうことよ
おしこめ奉り四方をうり外より鐘をそさくたる
ともあり宇治拾遺十の巻海賊發心出家の事と云
段よ此舟よ替のる云々屋形の上よ廿計よてひた
つかる僧の云々十五卷門部府生海賊射返り事と
いふ段よ御覽候へあの舟共と海賊の舟ともよこ
そ候ふめき云々装束とりいでくするハくぞや

そきて冠老懸ふとあるべき定よ一云云屋形のう
へよ立て云々といひ長門本平家物語十八よ越中
次郎兵衛盛次ハ舟の屋のの上よのほりて申々
るハ云云ともあり上よ乗らるゝ如く造るも有
しかり東鏡建長八年八月廿三日よ渡御泉屋以金
銀以下作屋形船被置此所とあるハ此画なる舟を
と一同一物よてよく合ふへき一ちせらる泉と
ハ今泉水といふ物よ同一くて其辺よ亭を造りた
るを泉屋と云るかり又太平記よ屋形船ヲ始メ士
卒ノ小船ニ至ルマテ云々とあるえよき舟なるよ

鏡と其状大方同トあるべしそも紐鏡かり神輿の
画の外よ出たる箱よ鏡けたるかどと同ト体ふ
るべき事思知るべしさて保元物語よ新院御ふね
よめされ々々内裏の御つゝい御舟のやゝこよ
おしこめ奉り四方をうり外より鐘をそさゝくる
ともあり宇治拾遺十の巻海賊發心出家の事と云
段よ此舟よ皆のる云々屋形の上よ廿計よてひた
つかる僧の云々十五巻門部府生海賊射返以事と
いふ段よ御覽候へあの舟共と海賊の舟ともよこ
そ候ふめよ云々装束とりいでゝゝるハ一くぞや

うぞきて冠老懸ぶどあるべき定よ一云々屋形め
くへよ立て云々といひ長門本平家物語十八よ哉
中次郎兵衛盛次ハ舟の屋この上よのほり申ル
るハ云々ともあり上よ乗らるゝ如く造まるも有
しかり東鑑建長八年八月廿三日よ渡御泉屋以金
銀以下作屋形船被置此所とあるハ此画ハ舟を
ど、同ド物よてよく合ふべきこゝちせざる泉と
ハ今泉水といふ物よ同くして其辺よ亭を造りた
るを泉屋と云るかり又盛衰記よハケシカル昇居
屋形ノ船ノアサマシカリケルニ云々とありいと

今昔物語廿一の五語
ハ舟の簾より袖出
せる事あり其文ハ
押出の条よ引置こ
て其つゝこの文ハ
繪著タル重ノ髻結
タルニツノ船ニ乗
テテニツ
ノ船池上三通り行
リ立タル太鼓鉦鼓舞
臺緋屋ナト照リ耀キ
愕タシク見ヨリモ此
ニツノ船ノ莊多様出シ
衣共ハ欄被打懸ツ
ツ色々ニ重タルカ水ニ影
ノ移テ世ニ不似微妙ノ
見エシハ

いとよりきよて取おくる屋形を持来て居るを
つきは急とい呼ぶるべく知らる又太平記よ屋
形船ヲ始メ士卒ノ小船ニ至ルマテ云々とあるも
よき舟なるよ又乾魚を積る舟の車を追手ノ船一
艘御座船ニ追付テ屋形ノ中ニ乗移リコ、カシコ
サカシケレトモ見出し奉ラスと云るハいと兼ワカき
屋形なり作り様ハさまぐなるの有一よて陸よて
人の入る為よ造るよも昔屋形ふと云事あれハ舟
よても然るかりそめの物を作りて猶屋形と云て
有ルん事知るべし車の上の人入居る所をこや

うぞきて冠老懸ぶどあるべき定よ一云々屋形め
くよ立て云々といひ長門本平家物語十八よ哉
中次郎兵衛盛次ハ舟の屋の上の上のほり申ル
るハ云々ともあり上よ乗らるゝ如く造るも有
しかり東鑑建長八年八月廿三日よ渡御泉屋以金
銀以下作屋形船被置此所とあるハ此画ハ舟不
ど、同ト物よてよく合ふべきことあせざる泉と
ハ今泉水といふ物よ同一くて其辺よ亭を造りた
るを泉屋と云るかり又盛衰記よハケシカル昇居
屋形ノ船ノアサマシカリケルニ云々とありいと

今昔物語卅一の五語
ハ舟の簾ト袖出
せる事あり其文ハ
押出の糸よ引正こ
て其つ、きの文よ蜜
繪著タル童ハ髻結
タルニハ船ニ乗セラニッ
ノ船池上三廻り行ク産
り立タル太鼓鉦鼓舞
臺箱屋ナト照リ曜キ
サタハシク見ヨリモ此ッ
ニッノ船ハ莊多様出シ
衣共ハ○欄ニ被打懸ッ
ツ色々ニ重タルカ水ニ影
ノ移ラセニ不似微妙ノ
見ユレハ

いとまろきよて取おくる、屋形を持来て居るを
つきは急とい呼ぶるべく知らる又太平記よ屋
形船ヲ始メ士卒ノ小船ニ至ルマテ云々とあるも
よき舟なるよ又乾魚を積る舟の車を追手ノ船一
艘御座船ニ追付テ屋形ノ中ニ乗移リコ、カシコ
サカヒケレトモ見出し奉ラスと云るハいと兼ワカき
屋形かり作り様ハさまぐなるの有一よて陸よて
人の入る為よ造るよも昔屋形ふと云事あれハ舟
よても然るかりそめの物を作りて猶屋形と云て
有ルん事知るべし車の上の人入居る所をこや

うこと云り同ト意の名目あり大方屋形とハ人の
入居らるゝ物を云称ふる事是彼を通し見て知る
べし今ハ大なるを屋形舟と云ひ同一物の小記を
ハ屋根舟といへと昔の名よこれハ何事とやう
ふねかり

注いたて障子 後ヨ在

⑤竹足竹馬御引直衣御下直衣 梅津 福富

竹馬ヨ乗まざる状梅津長者の画卷ヨあるをうゝ
引了其状見るべし袋草子ヨ壬生忠見ハ竹馬ハふ
しうちよしていとよろし今夕けよのりて参ら

んと云歌をのせたるふ此物の事の聞えたる始ふ
り醒斎ハ骨董集ヨ大方らハハ云たれハ見るべ
し梅津長者の画詞ヨ出たる如きハ昔の常の竹馬
ふ己次ヨ出せる福富草子の画ふるハ今の世の竹
馬と甚似たる物よて古く竹馬と云る物ありばこ
れと其ハ有る事ハふるき事よて今の竹馬の如く
乗己ハかり其名を竹足といへるふり然考定たる
よハ保元物語の一本ヨ長徳ノ頃花山法皇紅ノ
袴ヲツキノベサセ奉り高足ニメサレ築垣ニ御尻
ヲカケ夜十夜十御遊アル事アリシヲ云云変化ノ

者ソト心得テ射奉ル云云と見え又一本ハ花山
 法皇化物ノマ子シテ道ヲ行給フ前足トイフ物ヲ
 メニ築垣ニ御履ヲカケテ紅ノ袴ヲツキ築土ニサ
 ガルホドナルニ上ニモ同シ色ノ御衣ヲ着テアリ
 シヲ伊周公ハ化物ト思テ射奉ル云々かどもあり
 前足と云る方ニ心得ぬる如くかれと己を其本を
 ニヨテ見シ何きも同トカレを写誤めども如る
 一今西國ヨテ此者を鷺足といふかり其名細く
 ていと長きよよほるよて然るへき称かりされハ
 昔より然云へる事もありてさ記足とくけるを心

喜多村節信ノ瓦碑
 雜考ノ田樂ノ人の六
 尺棒の如き黒き物の
 兩端ハ金ふとハめた
 るヲや白く画るを
 引出て。右の圖の中
 一黒き棒よひと
 さハの持たるハ鷺
 足なるべし古今夷
 曲集ノ春日祭ノ田
 樂法師志をこふへ
 るを見て牡丹花鬘
 足よのりハつた面
 目ニ灰ヨまふせ。田
 樂の曲とありこ。足
 腐めてんくよよ
 一たるかりしと豆
 腐の事ヨさ。た。と
 田樂ノ事ヨさ。た。と
 足よのりたる形よ
 似たる故ヨ名づく
 といへり鷺足ハ今
 童子の儀ヲ竹馬の
 名とる。一。今註

得ぬ者の清音よよにて前サキの字を當てて書ふるも
 有ん欲高足と書ハ其義イふ如くハ借字
 よて竹足と書ハ正イきかり是を竹足と云事ハ竹
 よて作りて足の如くある小よまる名かりて出
 羽の国秋田の邊よてハ其竹足の事を木足と云て
 江戸の童の乗る竹馬ヒトツと同様よて惣て竹を用ひ
 ば皆木よて作るかり然きハ木足と云稱よく合へ
 り其を思合て竹足の是を心得べきかりさて保元
 物語の紅ノ袴と云ハ天皇の御服ハ御引直衣と云
 ありて臣下の着る如き状の御直衣ハ女房の袴

古の竹馬といふもの異なり
○春日祭の繪は田樂
法師等足よのる園
り今も春日祭に其
こゝあれと云ふ
まねするはりなり
と云ふ善一日右の説
誤もあり論はべし

の如き張袴をゆはを御引直衣とも御下直衣とも
いふ事三條装束抄三光院内府記などに見えたり
右の紅の袴も然る類もて奉まる物かりさて田樂
の古画に今の輕さぞ師のまん臺と呼ぶ物の如く
一本竿なる上の方よ足ふじべき所ある物を用ふ
るものあるよ乗まる状ありそれを高あしといひ今
奈良の田樂も其物を用ひて高足といへりとそ
故よ花山天皇のをも其よ奉まるるべく思へる
人もあれど其よ一足よて大方の人の乗得べき物
まもあはれん又紅の袴をつまのべと云べくもあ

は故善一も必今の竹馬かりと定ぬ其竹足を裏よ
入きて紅の袴のいと長死物を竹の上よ掩て長く
垂さんよは真の足の長くて足長鳴と云者の状の
如くも見申べし故よ戯よさる御よさ為させ給ひ
々んと思ひ知らるさて今竹足の事を竹馬と云は
その乗るよりあがらちよ馬と云言を加へてハ
へど馬といふ事うかハさるもの如く又今縮布のま
れを賣る商人の称よ竹馬と云ふあはれ其あふこの
前後よ足の如く竹を付たるよとる名をまとそハ
猶然る物を兒の戯ものふ為たる事ありし名のう

川きるよやあしん

⑤茶たつる様茶うる様竈の状釜よて物煮る事

釜の類種々茶の事といひまう。天水飲宗俊 六 條 福 富

子

茶のせよもてふされたる状を見しるべき事ども
画よ是うれ見えたり上よ云へるひとりの糸の藏
入盡の画よもありさて此段の初よ出せるは越後
本宗俊画詞の中よ出たるよて法師むらうが茶立る
さまなり茶を汲入たる器も古よもひ又まうふど

云る物の残りて形よもゑる事ありも為べ
ら色ど大方は同一物なるへもひまうふどの事
ハ古事記傳ふ委く云きたるを見るべし古事記よ
隠スラ面大鏡といふ爰見えたりそ酒よ用ひたるか
れと甚大かりとい知らる其中よ浅きも深きもあ
り々ん酒もろきく水よても湯よても盛たる
かり金よて作るも又常の事あてりかまりの名多
く聞えたり延喜内匠寮式よ銀飯鏡一合銀水鏡一
合銀蓋一合銀盤二口ふどもらえ蓋一口受三合料
銀大一介云々水鏡一口深一寸五分料銀大一介二

両云々盤一口徑七寸五分料銀大十四兩云々とあり其
六寸五分分なるも鏡かハ大なる者なりさて此画
なるハ木作木とありて其を漆漆して赤く赤たる赤かり赤
ある類を朱器といへり中右記嘉保元年三月十一
日に先叅内次叅中宮御所鴨院次叅関白殿依朱器
大盤渡也茶の器二の内上のふくたたたるハ茶入
と呼物小て蓋の合口中中有る方ハ中つ中と云物
かり次次引出ると聖戒画詞の中なる茶をうる見
せの画かり奇異雜談奇異雜談上常上茶屋の本座本座居て茶
を賣る云々といふ事見えたるも此画の如き類を

指て云るかり茶を賣る店の事ハ外國外國も聞知聞知
て続文献通考日本俗喜啜茶道傍有店邊又啜茶
如漢人入酒館也と云る事もあり此画の中ひさく
持る女が前前画る黒き物を湯と湯と湯金金とて今
茶釜釜かど云具具の類なり是ハ大なる金金なるへく
も思思ふる思と猶猶なる物大方ハ土土も作作事
かり和名抄の瓦器の中中罐罐あり塙塙ありつるべも
今木今なるのむねと用るを古古然然あり然ざりざりか
てかへも今今小き土鍋と云物あるとえ別別よて土土
て大大造造る造る造有有り有り日本紀日本紀探湯探湯釜釜を生生て

熱湯を探らせ氏姓を定給へる事あり其事ハ猶他
書にも見えたりさて其を釜とあれハ陶器ヤキモノなるは
下の文より赴釜云々とあり大なる陶の釜なりと
ハ知らる大安寺私賤帳ハ足釜懸釜鉄釜銅釜かと
云名見えたり足釜ハ古く足がぬへとも云る物よ
てらるへよ是を具けある物なりありへとも本
を煮る釜とありと云ひさてそのかべを後世ハ云
土鍋の類にて状たうなる物なりへと福島の此画
なるも土製とお目し然るをありと云よ別て金の
鍋をりありと云るありハ金の義めてあり後

世常ハ清音ハ呼へども鍋と同一懸釜ハ足ありかへ
を足釜と云るハ合セ考も懸釜がへと云も同く
て今のつる有て懸べく作る鍋の事なり鍋も古
く丸がふへと云れと今の鍋と必同状の器なり
しよハあはれ尾の処をのり掛べく為たるハ常
よてつるありて自在なりと云類の繩かどよ懸べく
したるをハ中昔ハ懸釜と云るなり鉄釜ハ右の文
よては今の飯たき釜をいひ銅釜ハ銅ハ度錫シロビキなる
る物を云と聞えたり猶其私賤帳の中ハ行竈と云
物ありそハ右の竈ハ多く地より築立たるをいハ

今のへはひの如く木よて造まる処も交りて持て
あるかるるを行竈といふなり是ら縁ナリよ云置か
り此画の茶釜の下なる竈を白土よて塗まるか
り古言よは是をかまといひ後よこのみどいへ
り神代よ竈神あり猶其事古事記傳十二卷よくハ
しく云れたり太神宮儀式帳よ御食神祭物御竈冊
二口御己曾岐冊二口御与古倍冊二口御保止岐冊
二口御波佐布冊二口御波志冊二口などもありへ
はひとちもをさく古き諸かり催馬樂よ竈ハツ殿遊歌
あり次なる画も福富草子の画の中よて今一ツべつ

ひと云物の如く下よ土をつきてあぶりをひこひ
其上よ又つさあけある事今つき立べつひと云物
なりハ品々く木を添て造まる物なりハたや紙ハ
状その二よよまると如く上よかけたると和名
抄よ鍋ハツ賀茶奈とある物と覚えたりはて茶の事ハ
世よ梅尾の明恵と云るはうよ始ると云事ハ
かろ子も知まると如く世よ聞えたる事かれどさ
らよあつぬ事なり年中行事歌合の中の詞よ茶と
昔よりおほやけのちてか物よて有つれハ大内
よても茶園を侍るなり中より梅尾ウメノの何の上人

とやらん茶の種を樹たるをいふと申をいぶこと
よて侍るよとあるの宣一類聚國史第三十一
帝王部十一天皇行幸のころ弘仁六年四月廿二
日の事の中へ大僧都永忠手自煎茶奉御と見え
三十三帝王部十三貢茶の條へ弘仁六年六月壬寅
令畿内並近江丹波播磨等國殖茶毎年獻之とあり
弘仁六年より今天保二年までをいふれど十
八年を歴たり笈埃隨筆十二卷建仁寺の條へ柁尾
の妙惠上人唐茶のたぬをはしめて持渡り當國脊
振山より急られよと柁尾よつと人又宇治よ

移せりありそれより以前も茶をありて是は唐種
をうゑたる初めるべし作者日向の國に居たる時
國人云米良山かど焼畑をたれむ茶木初て生じと
いへまは元來茶とあるべきよ記し又其卷
備僕の條も江州佐々原の人云々はここの焼
畑をかひよその所へ先茅を出しものを茶の木と
り然る茶の木上代より我國に有りけりんと云
りさて江家次第李御讀經事の中へ上卿一人着南
殿例としてその分注よ三箇日毎夕座侍臣施煎茶衆
僧相加甘葛煎亦厚朴生薑等隨要施之紫宸殿所雜

色等茶上施件茶於大極殿修時亦同但茶用器等見
所例也藏人又海人藤芥茶者自上古我朝ニアリ
挽茶節會トテ於内裏被行公夏儀式云々トテ後ニ
唐種渡まる事柵尾を本の茶といひ宇治をとを非
の茶と云事を記せり猶本非の茶と云称ある夏大
平記など物よえをりさて右の笈埃隨筆の中柵
尾より宇治へ移はると云るあひひ事かふべ
し柵尾あると宇治あると種同ドいに海人藤
芥も本ノ茶と云ハ柵尾也非ト云ハ宇治等ノ事

見えたり此画の茶臺はいら天目臺あり北山抄
ニ天曆九年十二月廿二日の事を記せる中茶並茶
具ニ畏ふと云事もあり茶具ハ此画をどよある物
の類かいべし臺子と云物なと出来て昔いははり
盛よ茶の式起まるハ筑前國崇福寺の開山と云レ
し南浦紹明と云僧來よ渡りて文永四年よ皇國よ
歸りまる未臺子一つさりを携こして後よ又天龍
寺の開山と云レし夢窓の事よ傳りて夢窓ハ茶式
を定めたるといふ谷川氏云りき猶茶の事共ハ予カ
茶事大凡よ大方委く云置たり

蓄くひけり記鎖の考

別巻へ

⑤みつろ元ゆいろ輪あけ巻たきふさ天冠空

頂黒幘

太子堂

日光

みつろの事ハ神代より殊よりざやく小聞えたれば人皆のまゝ知れ所を古事記傳もつづるよ云れきまが如し上古の男ハ然髪を結、常の事かりしかり後ハ^{漢土}わめく事かど盛よりりて大人ハ其てふりを改たれども童をハ古のまゝ然

髪を結事も多かりしとて其ハいと後の世までも存れりし事かり童の髪の改らぬ事をいもど近き世ハ野良あこまといふ物盛よかり来て大方の人ハ皆頭を然はれとも童ハ多く前髪を置いて昔の状よ近くてあるかどの如く自よさる事のよさかき者よととろぬハ常多き事かりさて今をさるまほど奴ど呼て耳のほよりよ毛をそり残して長めよ垂て飾とほるおどいやく昔のみづろの意とありらづろと云りし髪を左右よたれ又糸をよて輪ふして連らぬれど真天真雪かどの如く真と云

言をそへて連といへるかり其つら草かどは蔓
と云言あると意のよつら然古は自かる頭の髪を
以てうるいゝくをそへて頭のウヅりとせり是古
ふりのめてたきなり又其上よろんかをとめて飾
ともしつり然るを漢人かといさうたらさくど
まる心うて自かる美さ事をい軽さ事う甚く人
と殊かる事を事^{キナ}を尊うとて先自かる髪をあ
い置をいやうそ冠をつらり其冠の甚うきよ
ハ玉かを多く垂きていゝき事とせり其え他
と異なる事を成し起して自ら天子かりといひ申

鳥

國の人かりと云ひて他の自よ近き手なりをいや
しうたるよさなり元より然るあかりりか飾か
れ熱き日かどいと苦うるべきを猶ぬん
て礼儀かりとてうふり居るかどいと自然よそむ
らるよごかり惣て何事よよらに自ふるまを本
よして飾るへく美くはべき事を飾也もはる
そ真の道とい云へりつら其画よのり傳はる
え既戸皇子の画の童の状をいと古くと為へり已
よ出せるふ如し又因光大師傳と云物もなり
(圖) 二のくの如し前と後と合せ見て知へり海人藤

芥の児の髪の手を云て袍并舞装束ノ時ハ髪ヲヒ
ニツラニ結也木結ノ上ニハスカタトテ金ニテ打
タル物ヲ付ル也云々夜ハ舞の装束かれハ常の定
ぬて云ふ^い眉の所腰の^い衣^い出たる^い半臂^いと
覚えたり帯ハ石の帯^いて下襲の裾^いを長く引る^いる
り足ふる^いふ^いき^いと云る物^いて別^いる^い記の部の
ものかり^い沓^いを舞の状と云條^いかる^い画^いも^い合^いせ考^いる
よ^い必^い絲^い鞋^いかり^い亭^い子^い院^い歌^い合^いの^い端^い詞^いよ^いま^いう^いち^いき^いよ
たり^いか^いき^いり^い樂^いハ^いこ^いき^いて^いく^いに^いて^い伊^い勢^いの^い海^いとい
ふ^い歌^いを^いあ^いる^いぶ^い右^いの^いは^いて^いま^いは^い午^いの^い時^いむ^いり^いよ^い奉^いる

大きふる^いこ^いし^いて^いよ^いり^いみ^いづ^いゆ^いひ^いて^い絲^い鞋^いを^い穿^いて
^いけ^いは^い樂^いを^いこ^いし^いて^いく^いま^いて^い竹^い川^いと^い云^い哥^いを^いい^いと^い思^いび
や^いり^いよ^いあ^いそ^いび^いて^い云^い云^いと^いあり^いあ^いそ^いぶ^いと^い奏^いる^いを^い云^いる
かり^いさ^いや^いり^いよ^い童^いの^いひ^いる^いを^いハ^い童^い舞^いと^い云^いへ^いり^い中^い右^い記
嘉保元年五月五日^いよ^い今^い朝^い於^い東^い對^い壺^い方^い乍^い布^い衣^い光^い未
舞^い青^い海^い波^い佐^い忠^い舞^い胡^い飲^い酒^い童^い部^い舞^い還^い城^い樂^い林^い歌^い大^い殿^い左
府^い大^い綱^い言^い許^い所^い御^い覽^い也^いと^いあ^いる^い童^い部^い舞^いも^い同^いく^い此^い額^いよ
あ^いて^いた^いる^い物^いを^い天^い冠^いと^い云^いへ^いり^い扶^い桑^い畧^い記^い康^い保^い三^い年^い十
月^い殿^い上^い舞^い樂^いの^い糸^いよ^い次^い羅^い陵^い王^い小^い舍^い人^い藤^い親^い光^い着^い舞^い衣^い
并^い天^い冠^い次^い納^い蕪^い利^い小^い舍^い人^い實^い資^い着^い天^い冠^い舞^い衣^い舞^い畢^い江^い家

次第殿上賭弓の条は勝方乱色舞陵王とて分書は
 方尻塞之矢射放之間發聲敵方乙矢射發之間舞出
 童舞舞裝束無面天冠といひ臨時競馬の条は次王
 卿走馬北上とて分注の中は若童天冠走馬負者康
 保例也といひ今昔物語十三の世六語は寺ノ門ヲ
 入テ見レハ云々其中ニ天冠ヲ戴ケル天人環珞ヲ
 懸タル并員知不其え頭をあはすを賤き事よ
 たる比のひまひえほふかど同類の物を美く
 造たるかり天皇いときおはまていま
 御冠着させ給えぬほと空頂黒幘とありて黒



き羅まで かく様の物を造りて御額にあて



給ひ御冠の代とか給へり此天冠の状をれも
 似たる状あり空頂黒幘も天冠も額烏帽子も云々
 かわけど意を同く通ひて頭は物かきをあは
 覚て飾する意の物なり空頂黒幘の事ハ江家次第
 御元服の條は皇帝着黄櫛腕袖打蕪芳下襲出御
 南殿女房十人時刻皇帝於南殿北廂奉調御髻訖殿
四位以下堪能者奉仕之着空頂黒幘天祿記着御巾子並幘而不
 眼記御記まゝ御幘一條とある分注は二重以冠絹作之
 其形如末額但幘様有ニ其一曰三山幘或人曰三山

愚昧記嘉應三年正月
 三日の条は未列許主
 上渡御南殿北廂御所
 内蔵頭兼右馬頭親信
 朝臣泰上理御長着
 空頂黒幘出御々帳云

幘帝王不可着給此幘太子所着也可尋シト但青縹色裏
所圖之御元服時幘如此能々可尋シト貫ヲといひ又大
字よ其幘付紫絲為緒長九寸許自端二分許入付ヲ件
緒と書せり今本も其を分注よ書連きをきど古本
よハ大字小字よ別々記せるをよと為べー又東
宮御元服の條も件唐画上層有面脂口脂篋笄二
層入空頂黑幘として分注よ如末額九葉也以冠緒作
之ハ二重冠師所奉仕也付紫絲為緒長九寸許自端二
分許入付緒とあり印本右の文誤多けきむ今ハ古
本よをりて引り其古本ハ西宮記の文も合ひ

てらり〜〜覚ゆれむかり三山幘ハ右よあけたる
圖の如きよて九葉かりと云方と切も入もたる所
の數多くて九あるを云へるかりさてこつらの状
と梅津長者画詞ももわり次よあぐるの如くそま
かどハ古き圖よよして画るもやあ〜ん長く輪に
したるハ他画もも合へり短くて玉の如くよした
るも其中のやくのはまる状あり雅亮装束抄よま
らは殿上の事と云て装束とて後よりふふ小
此のらごを以てびんづ〜とゆふべ〜云と見
えみけらゆふ事と云てまけ目の筋よまお項〜を

の詞よりねど飾と一たるかり紫はを濃の組して
結てあまりを長く垂たるるに結る所白くて垂た
る方にを濃あるかり助無智秘抄水火童の條よ○
ヒンツラノ事終角也○マツ髪ヲニツニ分ケテ耳ノ
スチニ耳ヨリ一寸ヲアケテシタユヒヲスベシソ
ノ上ヲ紫ノ組よてもよりいとよては太サハ箸ノ
ホドナル長サ三尺バカリアルニテユヒメノコム
スチニシタレバコレハ主上ノ御終角ノムスヒヤ
ウ也ワヲノカタヲマヘニアケタレハツ十ノ長サ
一寸ハカリニテスコシマヘハスチカヘタルヤウ

ニラ両方ツノノヤウニテアルナリサテワナ、ラ
ヌカタハウシロヘムキテ六寸カ、リニテフタス
チサカリテ有ベシとあり世継物語玉の村菊よみ
あし出させ給へるよ御びづらゆいせ給へるほど
いミドろ、つとくめてたうおほくまはとあり
其は天皇御年九つよおほくまはとありいとをさる
くても為なる事知るべしなり平家物語よハ山鳩色
の御衣よ鬘結ハせ給ひて云云かとも見え江家次
弟幼主時二盃旬の條よハ當日出御幼主之時垂鬘
類、前腕位袍絲鞋御椅子兼足とありよ引らる助

今昔物語十一の世三
船は泥ノ上ニ敷タル未
有リ微妙ノ色ノ衣ヲ
敷タリ其上ニ此ノ兒有
リ形貞陽兵士ノ童子ノ
髻ヲ結フタル四人有テ
此床ノ四ノ角ニ立テ誦
シテ云ク

無智秘抄のつゝ、炎は王上ノ御總角ノ事としてク
タイハコノ定ニユヒタルヲ御クシノスソヲ三ニ
ワケテニツテハクミアハセテカミヘアク可シサテ
今一ツニテアケタルモトヲマトフ可シといへり御
湯殿上記天文二年十二月十二日御元服の事を記
するは御ちこに「こゝまであゝてんのめんだくよ
りかりて御ささり月まありて御きんふくありて又
かりて御びくいあり男達天酌をたふす」と
めてたゞさて右の江家次第の文ハ心得置て他條
ふも合せ見るべき事あり此画の中玉の状ありて

結へるみづゝのサし上よあがりたるが唐輪と云
髪ハヅメの根元ハヅメかり後本福富草子よのゝる状あるか
ハ唐輪カかり(図)その義ハのゝるゝて輪カよ為るよ
しかり猶聖戒画詞酒宴の状の画の中も然る頭
の兒あり合せみるべしそれを近きせよこの子
ともうゝ子まげとも云ハ外国の小兒の画よ然る
状あるを見てあゝと云べきをふと唐子と云へ
るが標カとふまゝかり昔の言よ卷事をのゝる卷と云
言ハ是彼聞えたる中も雅亮のゝづゝの元ゆい
の事を丑のゝまきカりつめゆいてともゆゝる

ら輪の名は太平記より十五六ばかりの小兒ノ髪唐
輪ニアゲタル云云と云ひ海人藻芥ノ兒の髪ノ事
をいへる條より單物着用ノ時ハ髪ヲカラワニ結
テサゲザルニ依テ也云云と云へ武者物語より彼
者の形をさるるノ女人の出立よて髪を長くハヤ
ーのうまよ結て其のうまの中ハ不断平針を差込て
置く是人よのうまを取らまよき為かりと云へ
りとあり後ハも然呼へるかりさて上よあげて一
み巻る方とあげ巻と云へき心地はまよど両を惣あ
げ巻とも云へるかり日本紀より角子といへるも見

え又未及^{アケマキモ}捲角^{マキモ}まよ^{マキモ}至於^{アケマキ}總角^{マキ}おど^{マキ}も見ゆ捲角ハ總
角と書よ同ト江家次第一人若君元服事ノ条より
次^{マキ}理髮先取冠入^{マキ}无手見之^{マキ}抽^{マキ}中子^{マキ}置用^{マキ}櫛^{マキ}手巾^{マキ}次解
冠者^{マキ}總角^{マキ}先^{マキ}催鳥^{マキ}樂^{マキ}よ安^{マキ}众^{マキ}万^{マキ}支^{マキ}也^{マキ}止^{マキ}宇^{マキ}々^{マキ}々^{マキ}と云る
を賀茂翁の考よをの童を云とも注へり此童の状
のうまか^{マキ}く^{マキ}書^{マキ}ま^{マキ}ど^{マキ}猶^{マキ}皇^{マキ}國^{マキ}の^{マキ}服^{マキ}よ^{マキ}て^{マキ}其^{マキ}を^{マキ}異^{マキ}様^{マキ}よ
画^{マキ}る^{マキ}ふ^{マキ}り^{マキ}領^{マキ}と^{マキ}裾^{マキ}の^{マキ}方^{マキ}と^{マキ}將^{マキ}衣^{マキ}の^{マキ}如^{マキ}く^{マキ}腰^{マキ}よ^{マキ}出^{マキ}た^{マキ}る
ハ半^{マキ}臂^{マキ}の^{マキ}如^{マキ}く^{マキ}足^{マキ}の^{マキ}ふ^{マキ}る^{マキ}ハ^{マキ}は^{マキ}ぐ^{マキ}き^{マキ}を^{マキ}袴^{マキ}の^{マキ}表^{マキ}よ^{マキ}く^{マキ}て^{マキ}皆
ハける^{マキ}状^{マキ}かり^{マキ}猶^{マキ}梅^{マキ}津^{マキ}長^{マキ}者^{マキ}の^{マキ}画^{マキ}よ^{マキ}（^{マキ}圖^{マキ}）^{マキ}の^{マキ}う^{マキ}る^{マキ}状^{マキ}
あり^{マキ}是^{マキ}も^{マキ}み^{マキ}づ^{マキ}ら^{マキ}の^{マキ}意^{マキ}ハ^{マキ}あり^{マキ}衣^{マキ}ハ^{マキ}例^{マキ}の^{マキ}あ^{マキ}や^{マキ}ー^{マキ}げ^{マキ}よ

画す物よて持る物、帯かれど是、此物を以て神
前よて身を清むる如きしげまび出来し世の物を
志す、即元ゆひかりそと男の髪よても女のよて
も元結といふかりさる中よも男えふへて皆髪ゆ
へる、男のよ云るの多く聞えたり歌よ紫の糸
を用ふる事を詠るも、右なる画よと赤き糸か
るもあり大神宮儀式帳よも紫御本結糸二條長四尺
ふと次よ出せる前九年の画の(一)童が髪を已
よ出せる清水寺縁起かると同くて共よあげ巻か

り二よ結るの後よ角がくと云名の起まる本よて
一よ為たる、右よたぎふさと云て小兒のよか
び男もこづゆをて然も結たる事か、景行天皇
紀よ頭髻と云、或崇峻天皇紀よ、項髻と書るを訓
たりあぎふさと云、藏えたくりて、子総ねたるよ
し、たてあぎふさと云、其を後世よと畧きてた
ふさと云り中昔の言よ腕をまぶさしと云ると同ド
名の如く、れど其を畧らぬ言よてたぎふさをあ
ふさと云と畧言かり

⑤ ほとかゝの 別記

⑥ おいけはぼやかぐしの車はぼと云うつ
ばねと云意つばなといふ所御曹子平やかぐ
ひ緋まの袍色

此人は隨身まで赤衣着たれど五位あり四位は深
緋を着きどそを後よりは黒く染る事と分り伊勢
氏の説は深紫ハ其也濃くて黒く分れどたとく
む茄子の色の如し深緋ハ其色濃くて桑の實の熟
志黒くたるが如くと云う衣冠着用圖は近代位色
混して四位以上皆黒き袍を着は無念の儀なる由

旧記有之と云ふ此袍は浅緋なり此人の頬よか、
まゝとおいけの緒なり老けの車ハ別糸よく
ハハと云へり然るは猶いふへき事あり新井主の
紳書十四卷ハ忠四郎より傳來る貂毛のおいけ
今も山科殿と六条殿とあり小ゆるきの縁とゆふ
地ハ置ハ動くよりとあり善一梅と老けハ糸か
るへき事元よりよて毛おと用ふへき事ハハけ
てハ何れハ然るは糸ハ彼の松の葉めくたる處
萎えやけきを毛ハその為よりとてやさるひら
車ハ出来らん已も後世の品の馬の尾よて為

と見申るを見たる事あり彼端の散水所甚こ
けよ立てりき負へるをほやかふいふり後撰集
下冊よあしりくる女藏人のさうほうやかふ
しおしけをやとよおきて枕草子よ又さうぞく
にほやかふい負たるずおんの出入るはとつ
きぐしとも見え世継物語玉の村菊よこりさんだ
ちいりかまつほやかふいの節やのり馬のくらの
事をおほいそぎらるるをこりかど有江家次
笈賀茂祭警固の條よ五位已上衛府皆帶弓箭壺胡
大将檢非違使別當平明檢非違使佐候殿上之者壺

胡籙といひ新嘗祭の條よ衛府公卿皆帶壺胡籙大
將檢非違使別當平胡籙といひ讓位の條よは長和
例近衛者縫腋壺胡籙諸衛者平胡籙關腋と云ひ立
太子の條よ左右近衛陣階下として分書よ次將以下
立陣也縫腋童胡籙蔣繪劔着靴但諸衛皆如此至檢
非違使佐着平胡籙云云といひ小安殿行幸次等よ
左右大将立南階左右とありて分書よ平胡籙浅履
といひ又大将大臣平胡籙自餘壺延尉平或着尾靴と見
え永徳行幸記よ右大臣直衣ん忌いおいけつ
ほを負ひまき忌のりをりしと見え葉室大綱言

頼親卿の八幡宮行幸記に次近衛六人褊岳袴壺胡
籙同上膺自五条辺騎馬かと思えたる類猶少く
は胡籙を負ひて、老懸をくくはぶ常かゝ然るよ
貴人よ、然あゝぬ事も有る、桃花葉葉大臣大将
者雖令持胡籙而不懸老懸とあるかとの如きは
り又江家次第新嘗祭の條より出自右掖門立南中門
西掖御棚東辺先洗午帶、籙者解之、只把笏、衛府人解
弓箭、籙等不放、綏假措笏と云ふ分注あり、其弓箭
籙など身よつけたる衛府の人を、けりきは、
為べ多、糝ふれむ老うけを為る事よて其兵器のそ

かへを、も解りる後、も綏も無りるべき事なるを
其綏を放らざるよより、然と断る云へる、か御
讓位の條より今上服天子服、坊官置笏帶刀解兵、
懸とあるも、武官の粧を改て文官の装束とあるを
云へる、此り作法故實よ、晴御膳之時打敷持之事
として解籙、衛府人兼給弓、於
僮僕不、放、綏云云とも見え、次將装束
抄よ、叙人若勤馬、頭代者叙列畢同撤弓箭、綏而
纓勤之例也、助無智秘抄開闔事の條よ、六府ノ將佐
之直衣ニ柏夾、蔭繪、籙壺、胡籙ニテ、参リテ、後陣トク
ヘキ由ノ仰ヲウケ玉ハリテ、後弓箭ヲトキテ、纓ヲ

飾抄履と云条の
 單紫皮共用之打任
 ハ紫草用之也押蝶小
 鳥貝吹反綿皮用楹
 然平緒之時綴
 東楹皮註箭後緒同
 楹皮云々頗不知其故
 右府説也とあり類
 昔は箭後緒貼命
 ノ如ク箭後緒トアレハ
 能ク聞エトト楹綴
 条ニモ前後緒トアレ
 ハ箭字誤リトモ見
 難ニ蓋平楹後緒箭
 後緒結フナルハ箭後
 緒トモ云ヘキ事カ何レ
 ナ後可申哉

オロス也と見え又焼亡事の条近衛司諸衛佐ニナ
 ツホヤナクヒヲカフさて猶やふるしの事を桃花
 葉葉ノ壺胡籙讓位節會等誓固特衛府公卿帯之但
 大将檢非違使別當も不負壺云々と見え又平胡籙
 よハおとし矢追廿一筋壺胡六よハ七筋云々と見
 え安元御賀記よハ衛府ふる人々ハおいかけをこ
 けてつばやふるいと負へう云々と見えあうさて
 つばやふるいとハ箭を引つほねて入るやふり
 壺よ似たる義よハあハ壺ハ丸き物よハいへと
 いと長やふる物をハ云へハつほねるとハ

ほほむると云も同トくてよく一ハ藏^{ツミ}りてあふれ
 出ぬ意あり如かどの居所よつばねと云々有も義
 ハ同一世継物語ヨハはへの巻ハ臺盤所ヨてハ
 かく屏風几帳バツリを引つばねてしまもあくる
 たりかど見ゆ是と同意ヨて引にほねたるよりつ
 ほねと云ふり猶同し物語初花の巻も御物の巻
 どもさるくよとつハつありくよ加持一の
 志る云云御物のけおのく屏風をつほねハたま
 ふものともあつくりくよ加持しの、ありさけび
 阿いよりともあり又つほねと云称あるハ今部屋

と云物と同一くして其つぼね造りたる義ヨシの名ふり
今昔物語十九より其門ノ内ノ荒タル壺屋立タル所
ニ女房ノ有が云云又廿より師ノ聖人ノ常ニ酔入テ
置タリケル白地ノ小瓶ノ有ケルカ壺屋ノ棚ニ有
ケルヲ房主見付テ云々まゝ坊ノ戸ヲ開テ見レハ
壺屋ノ内ニ錢卅貫ステ隠シ納タリ又廿六より我居
タル傍ナル壺屋ニ將入又まゝ壺屋ニ盗入タリト
人告ケレハ人皆起テ火ヲ燃シテ壺屋ニハ觀規モ
令見タルニ云々まゝ廿八より已カ壺屋ニ入居テ聞
居テ侍ツレハまゝ侍、宿直壺屋ノ極ヲ全フテ二

間許有ル所ニ守一人入テ居ス又廿七より壺屋立タ
ル所ノ物ノ上ニ捧テ置タリケルヲまゝ母ノ有ケ
ルヲ一ツノ壺屋ニ置テ子二人ハ家ヲ衛別ケテ居
タリケルカ又廿八の四十三詔より烏帽子モ不為テ
宿直壺屋ニ袖ヲ被テ籠居タリケレハかどあり其
部屋ノ事をつぼねといへるも物は多くえたり
同書廿四ノ八詔より車ノ内ニ其人トハ不答シテ可
然ラス所ニ局シテ下シ給ヘト愛敬付キタル可咲
キケハヒニテ云へハ金葉集雜上詞書より男のかり
りたる夜こと人をつぼねよ入をたりたるよちと

のをとしまりてきあひありたればささてあた
つゝのつほぬの壁のくはまよりくまてよあり
やうて又の日そのみりたるつほぬぬのあり
り云云おどいへる類かり度よつぼと云も意同
つぼせんさいおどちて一つほぬなる庭を云ふ
り打ひらきて廣きよ向へたる祢かり其つぼせん
さいをたつぼとのとも云へる東鑑

弁内侍の日記

又御所の御つぼよ秋の草ともうゑらむたるふ
よ云云長門本平家物語九されうへ云々幾千万

と云ふりに知らぬつぼようらくてを候々ると
云へる類是なり古今集遠鏡二ナニ

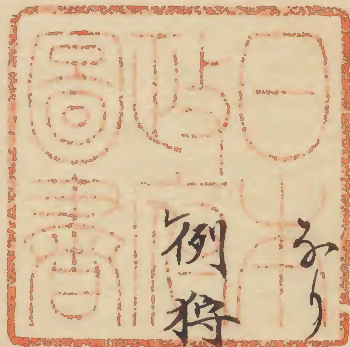
とあり是いふと誤らむたるか

り禁中の照陽舎ナシツツボ淑景舎キリツツボを照陽壺淑景壺とも書来
りたらんよ其字よつきて強てつぼとよむへ
如茨さぬもあれどこれを舎と書ほとふれどい
て壺の意と一又それを強てつぼとい云べき又今
も女よおほほねと云役名あり其名中昔より聞え
たり着聞集六よ備後よ向てやおほほね此うさ見
てたび候へ云云と有る如茨よて殺の名よあり

ねど如を祢へる名もて宮つりへはる女の少し落
居たるいづぼねよをるとして然云へるあり部屋
の事をいぼねと云へるは金葉集雜上詞書よ男の
かうりける夜こと人をつぼねよ入まじりるよ
もとのをといひて来あひたりりまいさよきて
このはりのいぼねの壁のくはれよりくきてに
うーやりて又の日其よおーたるつぼねのぬーの
がう云云更科日記よ又叅る此度いぼねして日
ごろさぶくふ云云と云へる如く其居處をいぼね
と云へり又其いぼねの事を曹司といふは漢ぞ

ぬよよねる俗祢あり大和物語よと子常よま
わりたりそくそくしてはむ時にも有るなり云云御息
所たりあまこそくそくして住給ふ云々かとある
類もて多く聞えたり貴き人の子の親の許よ在る
を御曹司といふも今部屋住といふ名よ近くて其
曹司よ住むよりあり是ハ筆の序よ云よふんつぼ
と云も意同じいぼねんざいおどちて一いぼねお
る庭を云ふり奥よいおどよつぎ又ハ折ちしと
て廣うも庭よ對へたる祢ありさして此つぼねやかく
ひの祢の義を得て思へむ平やぶらひも長け短く

平みたる義よりあらし其を平ありた高ありた
 平はき高はきかと云名の如く高と對へて云ハね
 を是ハはほと云よ對へて^柳たる箭の用々るよ
 一よやと思ふ古画よ其ひらやがらひ負へる状あ
 るよ矢をむ殊さうよ扇の如く同う一め立てたる
 事かり高きよ對へてハ平たき意として穩かれど
 合^みたる義よ對へたる稱かれむ用きたる義とに
 るぞ正し^らるべき同くをひくとのと云ハ延喜式
 かる神名よ同^{ヒラキ}神とあるかどよて知るハ一^ラて
 又將胡籙と云名あり將よ用るより其名と成まる



かり 江家次第新嘗會の條よ兼大將者隨身等只如
 例將 胡籙裝束府生一人留昭訓門内と見えたり



所傳... 入世... 現...
...



101

